

## 大阪市水道事業管理規程第13号

### 大阪市水道局企業職員の旅費に関する規程

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の適用を受ける大阪市水道局の一般職の企業職員に対し旅費を支給するものとし、その額及び支給方法その他その支給に関しては、職員の旅費に関する条例（令和7年大阪市条例第20号）（第21条第2項及び第3項を除く。）に基づく旅費の支給の例による。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（大阪市水道局企業職員の旅費に関する規程の廃止）

- 2 大阪市水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第1号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。